

青森県がん登録事業実施要綱の制定について

制定の趣旨

平成28年にがん登録推進法が施行されたことに伴い、全国がん登録に係る青森県がん登録のがん情報を提供するためには、「全国がん登録情報の提供マニュアル」に基づき提供が行われる必要があることから、従来の「青森県がん登録事業実施要綱」の内容を見直した上で、新たに「青森県がん登録情報の提供に関する事務処理要領」を制定する。

【 従 来 】

青森県がん登録実施要綱
(昭和63年5月23日制定)

見直し

【 今 後 】

がん対策基本法、がん登録推進法に則した形で内容の見直しを行う。

資料利用に関すること

青森県がん登録事業に係る
資料利用に関する取扱要領

地域がん登録事業に関する資料の利用手続きを定めたもの（平成27年までのがん登録情報）

青森県がん登録事業
患者予後情報の利用に関する取扱要領

地域がん登録事業に関する届出患者の生死情報の利用手続きを定めたもの（平成27年までの生死情報）

新設

全国がん登録に係る青森県がん登録情報の提供に関する事務処理要領

全国がん登録に係る青森県がん登録に関する資料（届出患者の生死情報を含む。）の利用手続きを定めたもの（平成28年以降のがん登録情報）

継続

平成27年までの地域がん情報の提供は、従来の取扱要領の規定に基づいて実施する。